毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

ページ

告　示

○字の区域の変更（八三〇・市町村課）……1
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（八三一・長寿社会課）……3
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（八三二・長寿社会課）……12
○介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定（八三三・長寿社会課）……13
○介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定（八三四・長寿社会課）……14
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の変更の届出（八三五・長寿社会課）……14
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の変更の届出（八三六・長寿社会課）……17
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（八三七・長寿社会課）……18
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出（八三八・長寿社会課）……19
○介護保険法による指定療養型医療施設の指定の辞退（八三九・長寿社会課）……20
○鳥獣保護事業計画の変更（八四〇・自然保護課）……20
○農地保有合理化事業規程の変更の承認（八四一・農林整備課）……20
○保安林の指定解除予定通知（八四二・森林整備課）……21
○大規模小売店舗の新設に関する届出（八四三・商工業振興課）……21
○大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出（八四四、八四五・商工業振興課）……22
○大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出（八四六、八四七・商工業振興課）……23
○開発行為に関する工事の完了（八四八・山本地域振興局建設部）……24
○開発行為に関する工事の完了（八四九・仙北地域振興局建設部）……24
○結核予防法による指定医療機関の指定の辞退（八五〇・本荘保健所）……24
○結核予防法による医療機関の指定（八五一・本荘保健所）……25

公　告

○土地改良区の役員の退任及び就任の届出（山本地域振興局農林部）……25
○土地改良区の役員の就任の届出（秋田地域振興局農林部）……25
○土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）……25
○土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）……25
○県営土地改良事業の換地計画の変更（平鹿地域振興局農林部）……25
○土地改良区の定款変更の認可（雄勝地域振興局農林部）……26
○物品競争入札に係る一般競争入札の実施（管財課）二件……26
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施（管財課）……27

教育委員会公告

○社会教育主事の認定……28

人事委員会公告

○平成十五年度秋田県職員採用試験公告（初級試験（身体障害者対象））……29

監査委員告示

○外部監査人の監査の事務を補助する者及び期間（三）……30

告　示

秋田県告示第八百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、由利郡矢島町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨同町長から届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

右の変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

変更前の字の区域	変更後の字の区域
由利郡矢島町新荘字上川原	由利郡矢島町新荘字下

一の二の一部、一九の一部、二〇、二一の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部		川原
由利郡矢島町新荘字上川原 七七の二の一部、七八の二、七九の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	由利郡矢島町新荘字西田	
由利郡矢島町新荘字上川原 七七の二の一部、七九の一部、八〇、八一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	由利郡矢島町新荘字三反田	
由利郡矢島町新荘字西田 一から三まで、四から七までの各一部、九の二の一部、一七の一部、九九から一〇八まで、一一一から一一五まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに九七に隣接する水路である国有地の全部		
由利郡矢島町新荘字下沖田 一から九まで、一〇の一、一〇の二、一一から一八まで、一九の一の一部、二〇の一部、二一から二四まで、二五の一部、二六の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部		
由利郡矢島町新荘字三反田 三五の二の一部	由利郡矢島町新荘字下沖田	
由利郡矢島町新荘字下岩ノ沢 二七の一の一部、二八の一部、二九の一の一部、三〇の一、三一の一、三二、三三、三五の四及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部	由利郡矢島町新荘字中屋鋪	

全部	由利郡矢島町新荘字中岩ノ沢 一、二、三の一部、五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	
由利郡矢島町新荘字下岩ノ沢 二〇の一、二〇の二、二一の一、二一の四、二二から二六まで、二七の一の一部、二七の二、二八の一部、二九の一の一部、四〇の三の一部、四二の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	由利郡矢島町新荘字中岩ノ沢	
由利郡矢島町新荘字中岩ノ沢 八の一部、一八の一部、八四の一、八四の二、八五から九〇まで、九一の一部、九二、九三、一〇二の二、一〇五の一部、一〇九の二、一一〇の一の一部、一一〇の二、一一一、一一四	由利郡矢島町新荘字下岩ノ沢	
由利郡矢島町新荘字下沖田 六三の一の一部、六四の一の一部、六六の一部、六八の一部、六九の二、七〇の二、七一、七二の三の一部、一〇二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	由利郡矢島町新荘字沖田	
由利郡矢島町坂之下字下八塩沢 五七、五八、五九の一部、八九、九〇の一部、九八の一、九九の一、一〇二、一〇三の一部、一四九の一部、一五一、一五二の二、一五三の一部、一六〇の一部、一六一、一六五、一六八の一部、一七二、一七三の二、一七四の二、一七五の一部、一七七の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	由利郡矢島町坂之下字上八塩沢	
由利郡矢島町城内字水上	由利郡矢島町城内字上	

九	由利郡矢島町城内字上野三の二、四の一、九の一、一〇、一一の一、一二の二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	由利郡矢島町荒沢字中針ケ岡一五三の一の一部、一五四から一六五までの各一部、一七九の一部、一八〇の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部
野	由利郡矢島町荒沢字上ノ山	由利郡矢島町荒沢字下針ケ岡
	由利郡矢島町荒沢字下針ケ岡三二〇の一部	由利郡矢島町荒沢字中針ケ岡

秋田県告示第八百三十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条の規定に基づき、公示する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

（訪問介護）

介護保険事業者番号	名称	所在地	事業者	指定年月日
〇五七〇二〇七九一〇	株式会社大与能代訪問介護事業所	能代市中和二丁目五番地三十五号	株式会社大与 代表取締役 大塚雄二朗	平成十五年二月一日
〇五七〇一〇七八九六	ケアセンターあさひ	秋田市広面字糠塚百八番一	あさひ自動車株式会社 代表取締役 佐藤武義	平成十五年二月一日
〇五七〇一〇七九六一	秋田在宅ケアセンター	秋田市東通三丁目九番三十一号	有限会社在宅ケアセンター 取締役 高貝博美	平成十五年三月一日
〇五七〇二〇八〇二五	株式会社コムスン能代山本ケアセンター	能代市出戸本町六番地八佐藤貸事務所	株式会社コムスン 代表取締役 折口雅博	平成十五年三月十五日
〇五七〇五〇八〇三六	株式会社コムスン本荘由利ケアセンター	本荘市出戸町字瓦谷地二十八番地一鶴沼ビル1F	株式会社コムスン 代表取締役 折口雅博	平成十五年三月十五日
〇五七〇六〇八〇八三	医療法人幸佑会ケアセンターはせがわ	男鹿市船川港船川字新浜町三十一番地	医療法人幸佑会 理事長 長谷川幸弘	平成十五年四月一日

（訪問看護）

介護保険事業者番号	名称	所在地	開設者	指定年月日
○五七〇三〇八二〇五	ヘルパーステーションビハーラ横手	横手市上境字谷地中百三十九番地	社会福祉法人相和会 理事長　山崎　勝秀	平成十五年四月一日
○五七〇二〇八二七二	合資会社第一タクシー介護事業部	能代市万町六番三十二号	合資会社第一タクシー 代表社員　中嶋　吉博	平成十五年五月一日
○五七〇一〇八三五七	ホームヘルプサービスふきのとう	秋田市手形からみでん三番六十九号	企業組合秋田福祉サービス 代表理事　鎌田　憲悦	平成十五年五月十五日
○五七二七〇八三八六	りんごの里福寿園訪問介護センター	平鹿郡増田町増田字本町百十七番地	社会福祉法人横手福寿会 理事長　大熊　次夫	平成十五年六月一日
○五七〇四〇八四一九	すずらん訪問介護サービス	大館市豊町九番三十三号秋田測器ビル二階	有限会社居宅介護支援センターまり 取締役　佐々木　眞理子	平成十五年六月一日
○五七〇二〇六七四八	のしろケアセンターそよ風	能代市落合字古悪土一番地二百二十八	株式会社メデカジャパン 取締役社長　神成　裕	平成十五年七月一日
○五七〇六〇八五三九	株式会社コムスンおがケアセンター	男鹿市船越字一向百九十五番地十三	株式会社コムスン 代表取締役　折口　雅博	平成十五年七月十五日
○五七〇三〇八五九三	ケアステーションこころ	横手市鍛冶町三番地三十一	有限会社ヨコテケアステーション 取締役　飯塚　知也	平成十五年八月一日
○五七二七〇八六〇〇	ＪＡ秋田ふるさとケアセンター	平鹿郡平鹿町醍醐字道中後二十八番一号	秋田ふるさと農業協同組合 代表理事組合長　鈴木　昭夫	平成十五年八月一日
○五七〇九〇八六三二	大湯リハビリ温泉病院指定訪問介護事業所	鹿角市十和田大湯字湯ノ岱十六番地二	医療法人楽山会 理事長　小笠原　真澄	平成十五年八月十五日
○五七二六〇八八二六	有限会社すずらん・みずほケアサポートセンター	仙北郡千畑町本堂城回字田町二百七番地	有限会社すずらん 代表取締役　鈴木　絹子	平成十五年十月一日

○五六二六九〇〇三二	あすなろ訪問看護ステーション	仙北郡千畑町土崎字厨川六十五番地一	株式会社大曲仙北介護支援事業所 代表取締役　畠山伸夫	平成十五年七月一日

（訪問リハビリテーション）

介護保険事業者番号	名称	所在地	事業者	指定年月日
○五七〇五〇八三三三	介護老人保健施設ひまわりの里	本荘市三川字小山口二十番地	社会福祉法人本荘久寿会 理事長　佐藤久男	平成十五年五月一日

（通所介護）

介護保険事業者番号	名称	所在地	事業者	指定年月日
○五七二一〇七九二八	ケアセンターようこう萬堂	北秋田郡鷹巣町材木町一番十八号	有限会社ようこう 取締役　藤島弘行	平成十五年三月一日
○五七二一〇八一五七	森吉町生活支援ハウス指定通所介護事業所	北秋田郡森吉町米内沢字寺ノ上八十五番地	森吉町長　松橋久太郎	平成十五年四月一日
○五七二六〇八一七二	田町デイサービスセンター	仙北郡角館町田町上丁三十五番地一号	社会福祉法人角館町社会福祉協議会 会長　田口成次	平成十五年四月一日
○五七〇五〇八一六八	デイサービスセンターマイ！！ともだち	本荘市出戸町字大鍬町百六十二番地一	社会福祉法人中央会 理事長　須田満弥	平成十五年四月一日
○五七〇五〇八二四二	ディサービスおてんとさん	本荘市出戸町字東梵天九十七番地二	有限会社よろ津や 取締役　石川佐智子	平成十五年四月十五日
○五七〇二〇八二六四	わらべうた	能代市浅内字横道五番地	有限会社千秋ディサービス 代表取締役　佐藤八重子	平成十五年四月十八日

〇五七〇八〇八三〇三	通所介護ひまわり	大曲市花館字中大戸三十三番地一号	東日本産業株式会社 代表取締役 川　原　トシ	平成十五年五月一日
〇五七〇一〇八四〇七	さくらディサービス	秋田市横森一丁目二十番二十号	有限会社優介護 取締役 本　多　竜　喜	平成十五年六月一日
〇五七二三〇八三九三	特定非営利活動法人ひなたぼっこ	南秋田郡若美町野石字宮沢四十四番地	特定非営利活動法人ひなたぼっこ 理　事　土　井　紀　子	平成十五年六月一日
〇五七二四〇八四九〇	ディサービスゆうわの里	雄和町相川字向田表百七十二番地	有限会社山中接骨院 代表取締役 山　中　宏　之	平成十五年七月一日
〇五七〇二〇八五一二	のしろ介護福祉センター萌木	能代市字田子向八十一番地四	有限会社エム・ズ 代表取締役 宮　腰　大	平成十五年七月十五日
〇五七二七〇八六一八	ＪＡ秋田ふるさとディサービスセンターだいごの里	平鹿郡平鹿町醍醐字道中後二十八番一号	秋田ふるさと農業協同組合 代表理事組合長 鈴　木　昭　夫	平成十五年八月一日
〇五七二二〇八六六八	特定非営利活動法人結いの里	山本郡二ツ井町種字萩ノ台百七十八番地	特定非営利活動法人結いの里 理事長　山　崎　京　子	平成十五年九月一日
〇五七二三〇八七〇八	湯の越温泉ディサービスセンター	南秋田郡五城目町内川浅見内字後田百二十五番地五	湯の越の里株式会社 代表取締役 松　橋　喜　広	平成十五年九月一日
〇五七二三〇八六八二	通所介護「和（なごみ）」	南秋田郡若美町福米沢字福米八十八番地一	特定非営利活動法人「和（なごみ）」 理事長　中　田　孝　子	平成十五年九月一日
〇五七〇七〇八七五〇	ディサービスふぁみーゆ	湯沢市愛宕町三丁目二番三十号	特定非営利活動法人ファミーユ 理事長　菊　江　清　子	平成十五年九月十五日
〇五七〇九〇八七七二	ディサービスセンターオアシス	鹿角市花輪字寺ノ後四十二番地七号	有限会社プラントス 代表取締役 田　中　教　雄	平成十五年十月一日
〇五七二一〇八七八五	もろび苑指定通所介護事業所	北秋田郡阿仁町幸屋渡字前野七番地三号	阿仁町長 濱　田　章	平成十五年十月一日

○五七二七〇八八五七	アップルディサービスセンター	平鹿郡平鹿町中吉田字竹原九十九番地一号	有限会社ヘルシーアップル 代表取締役　武藤　修	平成十五年十月一日
○五七〇三〇八八六六	ディサービスセンターすこやか森の家	横手市婦気大堤字婦気前百五十四番地一号	社会福祉法人ファミリーケアサービス 理事長　品川　信良	平成十五年十月一日

（通所リハビリテーション）

介護保険事業者番号	名称	所在地	事業者	指定年月日
○五一〇一一二八四〇	能登谷整形外科医院	秋田市泉馬場十五番二十号	能登谷整形外科医院 能登谷　元	平成十五年三月一日
○五五二六八〇〇六八	介護老人保健施設田沢の郷	仙北郡田沢湖町生保内字上清水六百九十八番地	社会福祉法人こまくさ苑 理事長　菅原陽三	平成十五年四月一日
○五七二六〇八四二〇	医療法人社団杏真会通所リハビリテーションセンター	仙北郡六郷町字馬町六十四番地	医療法人社団杏真会 理事長　高橋杏介	平成十五年五月一日

（短期入所生活介護）

介護保険事業者番号	名称	所在地	事業者	指定年月日
○五七〇一〇八一一八	ショートステイなぎさ	秋田市土崎港中央四丁目四番二十三号	財団医療法人運忠会 理事長　後藤忠久	平成十五年四月一日
○五七〇三〇八一八九	ショートステイビハーラ横手	横手市上境字谷地中百三十九番地	社会福祉法人相和会 理事長　山崎勝秀	平成十五年四月一日
○五七二六〇八四三八	ほっと未来ショートステイ	仙北郡千畑町畑屋字街道東二百一番地一	有限会社企業みらい 代表取締役　細井　諭	平成十五年七月一日
○五七〇三〇八八七四	ショートステイすこやか森の家	横手市婦気大堤字婦気前百五十四番地一	社会福祉法人ファミリーケアサービス 理事長　品川信良	平成十五年十月一日

（短期入所療養介護）

介護保険事業者番号	名称	所在地	事業者	指定年月日
○五五二六八〇〇六八	介護老人保健施設田沢の郷	仙北郡田沢湖町生保内字上清水六百九十八番地	社会福祉法人こまくさ苑 理事長　菅原陽三	平成十五年四月一日

（痴呆対応型共同生活介護）

介護保険事業者番号	名称	所在地	事業者	指定年月日
○五七〇二〇七九五一	グループホームしゃぼん玉	能代市追分町二番三十六号	有限会社おいわけケアサービス 代表取締役　斎藤由紀子	平成十五年二月十五日
○五七〇四〇七九三二	グループホームバンドー大館	大館市釈迦内字下清水二十七	バンドーケアポート株式会社 代表取締役　坂本囮義	平成十五年三月一日
○五七二三〇七九九九	グループホーム恵の里	南秋田郡天王町天王字棒沼台二百八十七番地十一	有限会社恵の里 取締役　福田聰	平成十五年三月十五日
○五七二三〇八〇〇五	グループホームポプシー	南秋田郡天王町天王字上北野七十一番地八	ポプシー有限会社 代表取締役　佐藤幸樹	平成十五年三月十五日
○五七二三〇八〇一三	グループホームすずめだて	南秋田郡五城目町高崎字雀舘下川原八十八番地五	有限会社すずめだて 取締役　古木悦子	平成十五年三月十五日
○五七〇一〇八〇七六	グループホームさくら	秋田市下北手梨平字登館八番地	社会福祉法人桜丘会 理事長代理　松渕和博	平成十五年三月二十五日
○五七二一〇八〇四一	グループホーム桂寿あに	北秋田郡阿仁町水無字宮後四番地	社会福祉法人阿仁ふくし会 理事長　高橋正	平成十五年四月一日
○五七〇四〇八〇五四	グループホームらいふ	大館市字長木川南三百四十三番地	有限会社ライフ 代表取締役　桜庭久	平成十五年四月一日

〇五七二六〇八一一五	グループホームつばき苑	仙北郡六郷町六郷字馬町三番地	有限会社ゆう愛 代表取締役　伊　藤　由美子	平成十五年四月一日
〇五七二六〇八二三〇	グループホームやまゆりの家	仙北郡南外村下木直五百十九番地四	有限会社エネルギーのささき 代表取締役　佐々木　正　義	平成十五年四月十五日
〇五七〇二〇八二五六	グループホーム扇寿	能代市鰄渕字下悪戸六十四番地	特定非営利活動法人ニューハピネス扇寿 理事長　武　田　孝　一	平成十五年四月十五日
〇五七〇一〇八二一七	グループホームひなた	秋田市土崎港中央四丁目四番地一六号	社会福祉法人新秋会 理事長　阿　部　二　郎	平成十五年四月十六日
〇五七〇七〇八二九七	グループホーム湯沢四季の里	湯沢市西新町九番地の七	伊藤建友株式会社 代表取締役　伊　藤　佐喜男	平成十五年五月一日
〇五七〇一〇八三六五	ライフイン国見ノ里	秋田市豊岩小山字前田表百五十八番三	有限会社ライフイン国見ノ里 代表取締役　池　田　勇　治	平成十五年六月一日
〇五七二六〇八三七〇	グループホームきらら千畑	仙北郡千畑町本堂城回字新谷尻二百十四番地七	有限会社わかば会 代表取締役　高　橋　輝　男	平成十五年六月一日
〇五七二六〇八四七九	グループホームほほえみの家	仙北郡仙北町戸地谷字川前二百九番地二	株式会社大曲仙北介護支援事業所 代表取締役　畠　山　伸　夫	平成十五年七月一日
〇五七〇六〇八五〇五	グループホームテレサ	男鹿市脇本脇本字向山百六十六番地十二	有限会社テレサ 代表取締役　天　野　重　喜	平成十五年七月一日
〇五七〇五〇八五二三	グループホーム望海の家	本荘市三川字小山口二十番地	社会福祉法人本荘久寿会 理事長　佐　藤　久　男	平成十五年七月十五日
〇五七二三〇八五六七	グループホームしらさぎ苑	南秋田郡飯田川町飯塚字塞ノ神百四十三番地三	有限会社志幸会 代表取締役　平　野　昇　司	平成十五年八月一日
〇五七〇一〇八五五五	なでしこの家	秋田市金足追分字海老沼二百二十三番地	医療法人久幸会 理事長　稲　庭　千弥子	平成十五年八月一日

○五七〇四〇八五七五	グループホームかみやま	大館市花岡町字前田百六十二番地三十九	社会福祉法人大館圏域ふくし会 理事長　畠澤一郎	平成十五年八月一日
○五七二一〇八六四五	グループホームバンドー北欧の里	北秋田郡合川町下杉字上清水沢一五番地一	バンドーケアポート株式会社 代表取締役　坂本囲義	平成十五年八月十五日
○五七二八〇八七四九	グループホームしゃくやく	雄勝郡雄勝町小野字諏訪二十三番地の六	株式会社アキタニット 代表取締役　小林三夫	平成十五年九月一日
○五七二五〇八七二九	グループホームひばり	由利郡仁賀保町平沢字堺田十四番地一	有限会社アタカンテ 取締役　金木ナツ子	平成十五年九月一日
○五七二三〇八六九〇	グループホーム湯の越の家	南秋田郡五城目町内川浅見内字後田百二十五番地五	湯の越の里株式会社 代表取締役　松橋喜広	平成十五年九月一日
○五七二四〇八七一四	グループホーム野崎	河辺郡河辺町三内字野崎三十五番地四	医療法人清流会 理事長　鈴木彰	平成十五年九月一日
○五七〇二〇八六七八	グループホームさくら荘	能代市字轟三十四番地三	有限会社さくら介護サポート 代表取締役　佐々木真吾	平成十五年九月一日
○五七二六〇八八三四	グループホーム仙北ふくし苑	仙北郡仙北町堀見内字穴沢十六番地	有限会社仙北福祉開発 代表取締役　高野義雄	平成十五年十月一日

（特定施設入所者生活介護）

介護保険事業者番号	名称	所在地	事業者	指定年月日
○五七〇三〇八一九七	ケアハウスビハーラ横手	横手市上境字谷地中百三十九番地	社会福祉法人相和会 理事長　山崎勝秀	平成十五年四月一日
○五七〇一〇八六二一	有料老人ホームソフィー	秋田市将軍野向山十三番四十二号	株式会社フォーエバー 代表取締役　穂積緑	平成十五年八月一日

（福祉用具貸与）

介護保険事業者番号	名称	所在地	事業者	指定年月日
○五七〇一〇七八八八	かもめケアサプライ	秋田市八橋大沼町十五番十二号	株式会社ガルウェイ・インターナショナル 代表取締役　清水弘子	平成十五年二月一日
○五七〇五〇七九四七	よろ津や	本荘市東町六十二番地	有限会社よろ津や 取締役社長　石川佐智子	平成十五年三月一日
○五七〇一〇七九七九	有限会社サンショウ	秋田市将軍野三丁目六番四十一号	有限会社サンショウ 代表取締役　加賀屋眞悦	平成十五年三月十日
○五七〇九〇八〇六一	東恵園指定福祉用具貸与事業所	鹿角市花輪字古館五番地一	社会福祉法人花輪ふくし会 理事長　吉田俊龍	平成十五年四月一日
○五七〇四〇八一三八	株式会社小田島介護用品部大館営業所	大館市釈迦内字街道上三番八号	株式会社小田島 代表取締役社長　小田島欣一郎	平成十五年四月一日
○五七〇三〇八一四八	株式会社小田島介護用品部横手営業所	横手市婦気大堤字平林一番二十六号	株式会社小田島 代表取締役社長　小田島欣一郎	平成十五年四月一日
○五七〇一〇八二二五	有限会社あきた福祉用具	秋田市楢山太田町四番地五	有限会社あきた福祉用具 取締役　宇佐美茂子	平成十五年四月十五日
○五七〇七〇八二八九	有限会社ケア・フレンド	湯沢市倉内字熊ノ堂二十二番地一	有限会社ケア・フレンド 取締役　中川一志	平成十五年五月一日
○五七〇一〇八三二四	株式会社サンクス秋田営業所	秋田市八橋大沼町三番三号	株式会社サンクス 代表取締役　矢澤正晴	平成十五年五月一日
○五七二六〇八四四六	日本労働者協同組合連合会センター事業団秋田事業所ワーカーズコープきょうわ	協和町境字野田三十番地一	企業組合労協センター事業団 代表理事　岩城雄作	平成十五年七月一日
○五七二七〇八五八四	JA秋田ふるさと福祉レンタルサービス	平鹿郡平鹿町醍醐字道中後二十八番一号	秋田ふるさと農業協同組合 代表理事組合長　鈴木昭夫	平成十五年八月一日

○五七○七○八五四五	県南福祉レンタルセンター	湯沢市倉内字下川原五十二番地三号	株式会社トラスト 代表取締役　小　川　　薫	平成十五年八月一日
○五七○八○八七三三	ＪＡ秋田おばこ福祉用具貸与事業所	大曲市あけぼの町十六番地四十七号	秋田おばこ農業協同組合 代表理事組合長　澁　川　喜　一	平成十五年九月一日
○五七二六○八八四二	介護レンタル太田	仙北郡太田町三本扇字葛堀二百二十二番地一	有限会社悠メディカルサービス 代表取締役　菅　原　也寸志	平成十五年十月一日

秋田県告示第八百三十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条の規定に基づき、公示する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

（居宅介護支援）

介護保険事業者番号	名称	所在地	事業者	指定年月日
○五七○二○七九○二	株式会社大与能代居宅介護支援事業所	能代市中和二丁目五番地三十五号	株式会社大与 代表取締役　大　塚　雄二朗	平成十五年二月一日
○五七二一○七九二八	ケアセンターようこう萬堂	北秋田郡鷹巣町材木町一番十八号	有限会社ようこう 取締役　藤　島　弘　行	平成十五年三月一日
○五七○一○七九六一	秋田在宅ケアセンター	秋田市東通三丁目九番三十一号	有限会社在宅ケアセンター 取締役　高　貝　博　美	平成十五年三月一日
○五七○一○七九八七	株式会社コムスン秋田中央ケアセンター	秋田市山王一丁目十番二十二号	株式会社コムスン 代表取締役　折　口　雅　博	平成十五年三月一日
○五七○一○八○九二	みらい介護支援センター	秋田市山王六丁目十四番二十一号	有限会社よろ津や 取締役社長　石　川　佐智子	平成十五年四月一日

秋田県告示第八百三十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、

○五七〇五〇八一〇一	介護支援センターおげんきさん	本荘市出戸町字東梵天九十七番地	有限会社よろ津や 取締役社長　石川佐智子	平成十五年四月一日
○五七二二〇八一二二	ケアプランセンターあぜみち	山本郡二ツ井町飛根字羽立九十五番地一	有限会社熊谷ケア企画 代表取締役　熊谷英昭	平成十五年四月一日
○五七二〇〇八一二六	サンホーム指定居宅介護支援事業所	鹿角郡小坂町小坂字上前田二番地五	社会福祉法人小坂ふくし会 理事長　池田昭雄	平成十五年四月一日
○五七二六〇八三一三	真昼荘指定居宅介護支援事業所	仙北郡千畑町本堂城廻字若林百十九番地	仙北東部特別養護老人ホーム一部事務組合 管理者　高貝久遠	平成十五年五月一日
○五七〇二〇八四五四	JAあきた白神居宅介護支援事業所	能代市機織轄の目八十六番地	あきた白神農業協同組合 代表理事組合長　小林一成	平成十五年七月一日
○五七〇三〇八五九三	ケアステーションこころ	横手市鍛冶町三番地三十一号	有限会社ヨコテケアステーション 取締役　飯塚知也	平成十五年八月一日
○五七二一〇八六五二	青山荘居宅介護支援事業所	北秋田郡鷹巣町綴子字釜堤脇十番地	社会福祉法人芳徳会 理事長　藤島直一	平成十五年九月一日
○五七〇九〇八七六四	オアシス居宅介護支援事業所	鹿角市花輪字寺ノ後四十二番地七号	有限会社プラントス 代表取締役　田中教雄	平成十五年十月一日
○五七〇五〇八七九六	JA秋田しんせい指定居宅介護支援事業所	本荘市荒町字塘台一番地一	秋田しんせい農業協同組合 代表理事組合長　阿部和雄	平成十五年十月一日
○五七二五〇八八〇二	居宅介護支援ひまわり	由利郡西目町海士剥字御月森一番地	社会福祉法人　本荘久寿会 理事長　佐藤久男	平成十五年十月一日
○五七二六〇八八一八	㈲すずらん居宅介護支援センターみずほ	仙北郡千畑町本堂城回字田町二百七番地	有限会社すずらん 代表取締役　鈴木絹子	平成十五年十月一日

次のとおり指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条の規定に基づき、公示する。

（介護老人福祉施設）

介護保険事業者番号	名称	所在地	事業者	指定年月日
○五七○三五○八五○	特別養護老人ホームビハーラ横手	横手市上境字谷地中百三十九番地	社会福祉法人相和会 理事長　山崎勝秀	平成十五年四月一日
○五七○三五○八六八	特別養護老人ホームすこやか森の家	横手市婦気大堤字婦気前百五十四番地一号	社会福祉法人ファミリーケアサービス 理事長　品川信良	平成十五年十月一日

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺田典城

秋田県告示第八百三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設を指定したので、同法第百十五条の規定に基づき、公示する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺田典城

（介護療養型医療施設）

介護保険事業者番号	名称	所在地	事業者	指定年月日
○五一○四一○九五四	医療法人ありうら会高橋彰彦内科医院	大館市有浦三丁目二番六十号	医療法人ありうら会 理事長　高橋彰彦	平成十五年五月一日
○五一○七一○五二八	医療法人湯沢内科循環器科クリニック	湯沢市沖鶴二百十五番地一	医療法人湯沢内科循環器科クリニック 理事長　山本久	平成十五年五月一日

秋田県告示第八百三十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の変更の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき、公示する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺田典城

（所在地を変更した指定訪問介護事業者）

介護保険事業者番号	名称	所在地		変更年月日
		変更後	変更前	
○五七二一○五六四一	森吉町社会福祉協議指定訪問介護事業所	北秋田郡森吉町米内沢字寺の上八十五番地	北秋田郡森吉町米内沢字御嶽六十三番地	平成十五年四月一日
○五七二三○三五一九	天王町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	南秋田郡天王町天王字上江川四十七番地四百四十一号	南秋田郡天王町上江川四十七番六百一号	平成十五年四月一日
○五七○四○八四一九	すずらん訪問介護事業所	大館市豊町九番三十三号	大館市泉町八番三十号	平成十五年六月十日
○五七○二○六三○○	やさしい風訪問介護	能代市上町六番六号	能代市西通町七番二号	平成十五年九月一日

（名称を変更した訪問介護事業者）

介護保険事業者番号	名称		所在地	変更年月日
	変更後	変更前		
○五七○四○八四一九	すずらん訪問介護事業所	まり訪問介護事業所	大館市豊町九番三十三号	平成十五年九月一日

（所在地を変更した訪問入浴介護事業者）

介護保険事業者番号	名称	所在地		変更年月日
		変更後	変更前	
○五七二一○四一一五	森吉町社会福祉協議会指定訪問入浴介護支援事業所	北秋田郡森吉町米内沢字寺の上八十五番地	北秋田郡森吉町米内沢字御嶽六十三番地	平成十五年四月一日

（所在地を変更した訪問看護事業者）

介護保険事業者番号	名称	所在地		変更年月日
		変更後	変更前	
○五七二六〇〇一六	西木訪問看護ステーション	仙北郡西木村門屋字屋敷台百七十番地	仙北郡西木村門屋字漆原八十七番地	平成十五年四月一日

（所在地を変更した痴呆対応型共同生活介護事業者）

介護保険事業者番号	名称	所在地		変更年月日
		変更後	変更前	
○五七〇七〇六六七一	グループホームすずらん湯沢	湯沢市元清水二丁目五番二十号	湯沢市元清水八十四番地一号	平成十五年四月一日

（所在地を変更した福祉用具貸与事業者）

介護保険事業者番号	名称	所在地		変更年月日
		変更後	変更前	
○五七〇一〇八二二五	有限会社あきた福祉用具	秋田市東通観音前二番地十七	秋田市楢山太田町四番地五	平成十五年五月一日
○五七〇五〇七九四七	みらい工房	本荘市出戸町字東梵天九十七番地二	本荘市東町六十二番地	平成十五年九月一日

（名称を変更した福祉用具貸与事業者）

介護保険事業者番号	名称		所在地	変更年月日
	変更前	変更後		

○五七○五○七九四七	みらい工房	よろ津や	本荘市出戸町字東梵天九十七番地二	平成十五年九月一日

秋田県告示第八百三十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の変更の届出があったので、同法第八十五条の規定に基づき、公示する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

（所在地を変更した居宅介護支援事業者）

介護保険事業者番号	名称	所在地 変更後	所在地 変更前	変更年月日
○五七○三○○五一七	ケアプランセンタービハーラ横手	横手市上境字谷地中百三十九番地	横手市上境字谷地中百四十四番地一号	平成十五年四月一日
○五七二三○一○○○	天王町社会福祉協議会	南秋田郡天王町天王字上江川四十七番四百四十一号	南秋田郡天王町天王字上江川四十七番地六百十号	平成十五年四月一日
○五七二三○○七九六	介護友愛センター	南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目二番十三号	南秋田郡五城目町字上町二百四十五	平成十五年五月六日
○五七二六○一三八三	田沢湖居宅介護支援事業所	仙北郡田沢湖町生保内字浮世坂二十番地	仙北郡田沢湖町生保内字宮ノ後三十番地	平成十五年六月一日
○五七二一○三○九一	森吉町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	北秋田郡森吉町阿仁前田字下前田家の前六十二番地一	北秋田郡森吉町米内沢字御嶽六十三番地	平成十五年四月一日

（名称を変更した居宅介護支援事業者）

介護保険事業者番号	名称 変更後	名称 変更前	所在地	変更年月日
○五七○三○○五一七	ケアプランセンタービハーラ横手	ふるさと館居宅介護支援センター	横手市上境字谷地中百三十九番地	平成十五年四月一日

秋田県告示第八百三十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の廃止の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき、公示する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

（訪問介護）

介護保険事業者番号	名称	所在地	事業者	廃止年月日
○五七〇一〇一五四三	訪問介護金寿園	秋田市下新城笹岡字川向二十八番地	社会福祉法人秋田中央福祉会 理事長　藤原敬介	平成十五年二月二十八日
○五七〇三〇四八五七	ＪＡ秋田ふるさと介護支援センター	横手市三枚橋一丁目六番十二号	秋田ふるさと農業協同組合 代表理事組合長　鈴木昭夫	平成十五年七月三十一日

（訪問入浴）

介護保険事業者番号	名称	所在地	事業者	廃止年月日
○五七〇一〇一一八八	訪問入浴金寿園	秋田市下新城笹岡字川向二十八番地	社会福祉法人秋田中央福祉会 理事長　藤原敬介	平成十五年一月三十一日
○五七〇一〇三三八二	太平荘訪問入浴介護センター	秋田市太平八田字藤の崎二十三番地の三	社会福祉法人晃和会 理事長　加藤光俊	平成十五年三月三十一日

（通所介護）

介護保険事業者番号	名称	所在地	事業者	廃止年月日
○五七二一〇五六三三	森吉町老人デイサービスセンター事業所	北秋田郡森吉町阿仁前田字下前田家の前六十二番地一	森吉町長　松橋久太郎	平成十五年三月三十一日
○五七二六〇六四三二	田町デイサービスセンター	仙北郡角館町田町上丁三十五番地一	角館町長　太田芳文	平成十五年三月三十一日

（短期入所療養介護）

介護保険事業者番号	名称	所在地	事業者	廃止年月日
○五一○四一○九九六	医療法人光智会西大館病院	大館市川口字上野六番百二十五	医療法人光智会 理事長　池田嘉光	平成十四年十二月三十一日
○五一二六一一二一一	医療法人慧眞会協和病院	仙北郡協和町上淀川字五百刈二百七十七番地一	医療法人慧眞会協和病院 院長　穂積慧	平成十五年四月一日

（福祉用具貸与）

介護保険事業者番号	名称	所在地	事業者	廃止年月日
○五七○一○七四六六	有限会社モコ	秋田市楢山太田町四番五号	有限会社モコ 代表取締役　宇佐美茂子	平成十五年一月三十一日
○五七○三○五二○一	ＪＡ秋田ふるさと経済部生活課	横手市三枚橋一丁目六番十二号	秋田ふるさと農業協同組合 代表理事組合長　鈴木昭夫	平成十五年七月三十一日

秋田県告示第八百三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の廃止の届出があったので、同法第八十五条の規定に基づき、公示する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺田典城

（居宅介護）

介護保険事業者番号	名称	所在地	事業者	廃止年月日
○五七二八○三一一二	稲川町居宅介護支援事業所	雄勝郡稲川町大館字上平城二番地六	稲川町長　遠藤幸次	平成十五年三月三十一日

○五七二三○四九九六	介護友愛センター南秋営業所	南秋田郡飯田川町和田妹川字妹川九十四	秋田県保険鍼灸マッサージ協同組合会 佐藤テル	平成十五年四月二十八日
○五七○二○七九○二	株式会社大与居宅介護支援事業所	能代市中和二丁目五番三十五号	株式会社大与 代表取締役 大塚雄二朗	平成十五年五月一日
○五七二七○一六○五	雄物川町居宅介護支援事業所	平鹿郡雄物川町今宿字鳴田百五十番地	雄物川町長 佐々木孝志	平成十五年五月三十一日

秋田県告示第八百三十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十一条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第百十五条の規定に基づき、公示する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

（介護療養型医療施設）

介護保険事業者番号	名称	所在地	事業者	辞退年月日
○五一二三一○三○一	杉山病院	南秋田郡昭和町大久保字北野出戸道脇四十一	医療法人仁政会 理事長 杉山和	平成十五年一月三十一日
○五一○一一二九一五	医療法人惇慧会外旭川病院	秋田市外旭川字三後田百四十二番地	医療法人惇慧会 理事長 穂積恒	平成十五年四月三十日
○五一二六一一二一一	医療法人慧眞会協和病院	仙北郡協和町上淀川字五百刈田二百七十七番地一	医療法人慧眞会 院長 穂積慧	平成十五年五月三十一日

秋田県告示第八百四十号

第九次鳥獣保護事業計画を次のとおり変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条の規定に基づき、公表する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

「次のとおり」は、省略し、生活環境文化部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第八百四十一号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定によ

り、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　農地保有合理化事業規程の変更を行う者
　秋田しんせい農業協同組合
二　農地保有合理化事業の種類
　農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事業
三　変更内容
　二の事業における基準面積及び目標面積の見直し
四　農地保有合理化事業規程の変更を承認した日　平成十五年九月十七日

秋田県告示第八百四十二号

農林水産大臣から次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定に基づき、告示する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　解除予定保安林の所在場所
　雄勝郡東成瀬村椿川字仁郷山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
　（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林整備課及び雄勝地域振興局農林部並びに雄勝郡東成瀬村役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第八百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　届出事項の概要
　(一)　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
　　有限会社中央市場　代表取締役　金　沢　正　隆
　　湯沢市柳町二丁目一番四十号
　(二)　大規模小売店舗の名称及び所在地
　　ビックフレック横手店
　　横手市横手町字大関越百二十五番地ほか
　(三)　小売業を行う者の名称及び住所
　　有限会社中央市場　代表取締役　金　沢　正　隆
　　湯沢市柳町二丁目一番四十号
　(四)　大規模小売店舗の新設をする日
　　平成十六年六月八日
　(五)　店舗面積の合計
　　二千二百六十二平方メートル
　(六)　駐車場の収容台数
　　百九十二台
　(七)　駐輪場の収容台数
　　六十五台
　(八)　荷さばき施設の面積
　　二百二十二平方メートル
　(九)　廃棄物等の保管施設の容量
　　百三十九立方メートル
　(十)　小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
　　ア　開店時刻
　　午前九時三十分
　　イ　閉店時刻
　　午後九時
　(十一)　来客が駐車場を利用することができる時間帯
　　午前九時から午後九時三十分まで
　(十二)　駐車場の自動車の出入口の数
　　三か所
　(十三)　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
　　午前六時から午後六時まで
二　届出年月日
　平成十五年十月七日
三　関係書類の縦覧場所及び期間
　(一)　縦覧場所

県庁第二庁舎一階　県政情報資料室
横手市役所　商業観光課
(二)　縦覧期間
平成十五年十月十七日から平成十六年二月十七日まで
四　意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号　秋田県産業経済労働部商工業振興課
五　意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一)　意見を述べる者の氏名及び住所
(二)　意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三)　意見を述べる理由

秋田県告示第八百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　届出事項の概要
(一)　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社マルダイ　代表取締役　大　高　俊　平
秋田市牛島東五丁目三番二十六号
株式会社サンデー　代表取締役　田　村　圭　三
青森県八戸市根城六丁目二十二番十号
(二)　大規模小売店舗の名称及び所在地
八橋ショッピングセンター
秋田市八橋大道東一番六号ほか
(三)　変更した事項
大規模小売店舗の所在地
ア　変更前　秋田市八橋字大道東一番地九十三
イ　変更後　秋田市八橋大道東一番六号ほか
(四)　変更の年月日
平成十四年九月三十日
(五)　変更する理由
住居表示の変更による
二　届出年月日
平成十五年十月六日
三　関係書類の縦覧場所及び期間
(一)　縦覧場所
県庁第二庁舎一階　県政情報資料室
秋田市役所　商業観光課
(二)　縦覧期間
平成十五年十月十七日から平成十六年二月十七日まで
四　意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号　秋田県産業経済労働部商工業振興課
五　意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一)　意見を述べる者の氏名及び住所
(二)　意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三)　意見を述べる理由

秋田県告示第八百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　届出事項の概要
(一)　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社マルダイ　代表取締役　大　高　俊　平
秋田市牛島東五丁目三番二十六号
株式会社たけや製パン　代表取締役　武　藤　真　人
秋田市川尻町字大川反二百三十三番地の六十
(二)　大規模小売店舗の名称及び所在地
マルダイおのば店
秋田市仁井田本町五丁目十一番一号

㈢　変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者
ア　変更前　株式会社マルダイほか六者
イ　変更後　株式会社マルダイほか五者
㈣　変更の年月日
平成十五年六月三十日
㈤　変更する理由
小売業者の退店による
二　届出年月日
平成十五年十月六日
三　関係書類の縦覧場所及び期間
㈠　縦覧場所
県庁第二庁舎一階　県政情報資料室
秋田市役所　商業観光課
㈡　縦覧期間
平成十五年十月十七日から平成十六年二月十七日まで
四　意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号　秋田県産業経済労働部商工業振興課
五　意見書に添付する書面に記載すべき事項
㈠　意見を述べる者の氏名及び住所
㈡　意見の対象となる大規模小売店舗の名称
㈢　意見を述べる理由

秋田県告示第八百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　届出事項の概要
㈠　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社マルダイ　代表取締役　大　高　俊　平
秋田市牛島東五丁目三番二十六号
株式会社たけや製パン　代表取締役　武　藤　真　人
秋田市川尻町字大川反二百三十三番地の六十
㈡　大規模小売店舗の名称及び所在地
マルダイおのば店
秋田市仁井田本町五丁目十一番一号
㈢　変更しようとする事項
(1)　小売業を行う者の閉店時刻
株式会社マルダイ
ア　変更前　閉店時刻　午後九時
イ　変更後　閉店時刻　翌日午前零時
(2)　来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア　変更前　午前六時三十分から午後九時三十分まで
イ　変更後　午前六時三十分から翌日午前零時十五分
㈣　変更する年月日
平成十五年十月七日
㈤　変更する理由
顧客消費者による閉店時刻繰下げ要請に応えるため
二　届出年月日
平成十五年十月六日
三　関係書類の縦覧場所及び期間
㈠　縦覧場所
県庁第二庁舎一階　県政情報資料室
秋田市役所　商業観光課
㈡　縦覧期間
平成十五年十月十七日から平成十六年二月十七日まで
四　意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号　秋田県産業経済労働部商工業振興課
五　意見書に添付する書面に記載すべき事項
㈠　意見を述べる者の氏名及び住所
㈡　意見の対象となる大規模小売店舗の名称
㈢　意見を述べる理由

秋田県告示第八百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大

規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　届出事項の概要

㈠　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マルダイ　代表取締役　大　高　俊　平

秋田市牛島東五丁目三番二十六号

株式会社サンデー　代表取締役　田　村　圭　三

青森県八戸市根城六丁目二十二番十号

㈡　大規模小売店舗の名称及び所在地

八橋ショッピングセンター

秋田市八橋大道東一番六号ほか

㈢　変更しようとする事項

小売業を行う者の閉店時刻

株式会社マルダイ

(1)　変更前　閉店時刻　午後九時

(2)　変更後　閉店時刻　翌日午前零時

㈣　変更する年月日

平成十五年十月七日

㈤　変更する理由

顧客消費者による閉店時刻繰下げ要請に応えるため

二　届出年月日

平成十五年十月六日

三　関係書類の縦覧場所及び期間

㈠　縦覧場所

県庁第二庁舎一階　県政情報資料室

秋田市役所　商業観光課

㈡　縦覧期間

平成十五年十月十七日から平成十六年二月十七日まで

四　意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号　秋田県産業経済労働部商工業振興課

五　意見書に添付する書面に記載すべき事項

㈠　意見を述べる者の氏名及び住所

㈡　意見の対象となる大規模小売店舗の名称

㈢　意見を述べる理由

秋田県告示第八百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十四年六月二十八日付け指令山建―六百九十二で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区根岸一丁目二番十七号

株式会社菱金

代表取締役　飯塚　基

二　開発区域に含まれる地域の名称

能代市字新山前八十六番、八十七番、百三十四番、百三十五番、百三十六番、百三十七番、百八十八番、百八十九番、百九十番、百九十一番、百九十二番、百九十三番、百九十四番、百九十五番、百九十六番、百九十七番、百九十八番、百九十九番、二百番、二百一番、二百二番及び道水路

秋田県告示第八百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十五年八月一日付け指令仙建―十七―六で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　開発許可を受けた者の住所及び氏名

大曲市花館字西石田三十八番地

仙北農業共済組合　組合長理事　佐々木　順　吉

二　開発区域に含まれる地域の名称

大曲市花館字西石田三十六番、三十七番、三十八番、三十九番、四十番、四十一番

秋田県告示第八百五十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

名　称	所　在　地	辞退年月日
内藤病院	秋田県本荘市中竪町一	平成十五年九月三十日

秋田県告示第八百五十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

名　称	所　在　地	指定年月日
内藤病院	秋田県本荘市中竪町一	平成十五年十月一日

公　告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、能代市浅内黒岡土地改良区から次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　退任監事の住所及び氏名

能代市浅内字黒岡三十九　小　川　嘉四松

能代市浅内字黒岡四十四　金　谷　光　男

能代市浅内字大坪百五十二　米　川　晃　一

二　就任監事の住所及び氏名

能代市浅内字黒岡四十四　金　谷　光　男

能代市浅内字大坪百五十二　米　川　晃　一

能代市浅内字大坪八十四　小　川　高　志

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、南秋田郡若美町土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

就任理事の住所及び氏名

南秋田郡若美町鵜木字鵜木二十八番地　三　浦　利　通

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田県田沢疏水土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年十月八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平鹿郡沼館土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年十月八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

県営土地改良事業の換地計画を変更したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第五項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　縦覧に供すべき書類の名称　県営土地改良事業（植田地区第三区ほ場整備事業）変更換地計画書の写し

二　縦覧期間　平成十五年十月二十日から同年十一月十七日まで

三　縦覧場所　平鹿町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、秋田県雄勝町土地改良区から申請があった定款変更について、平成十五年十月十日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　入札に付する事項

(一)　購入物品名及び数量

偏光糖度計　一式

(二)　購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三)　納入期限

平成十五年十一月十日（月）

(四)　納入場所

秋田県果樹試験場

二　入札に参加する者に必要な資格

(一)　地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二)　秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三)　当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三　契約条項を示す場所等

(一)　契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇―八五七〇　秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八―八六〇―二七三八）

(二)　入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十月十七日（金）から同月二十七日（月）までの期間、随時交付する。

四　入札執行の日時及び場所

平成十五年十月三十一日（金）午前十一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五　入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六　その他

(一)　入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二)　入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三)　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四)　提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五)　その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　入札に付する事項

(一)　購入物品名及び数量

小型除雪車（二十ＰＳ級）　四台

(二)　購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三)　納入期限

平成十五年十一月二十八日（金）

(四)　納入場所

県が指定する場所

二　入札に参加する者に必要な資格

(一)　地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(二)　秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三)　当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三　契約条項を示す場所等

(一)　契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇―八五七〇　秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八―八六〇―二七三八）

(二)　入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十月十七日（金）から同月二十七日（月）までの期間、随時交付する。

四　入札執行の日時及び場所

平成十五年十月三十一日（金）午前十一時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五　入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六　その他

(一)　入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二)　入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

(三)　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四)　提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五)　その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月十七日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　入札に付する事項

(一)　購入物品の名称及び数量

乗合自動車　一台

(二)　購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三)　納入期限

平成十六年三月二十六日（金）

(四)　納入場所

秋田県立横手養護学校

(五)　一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付

平成十五年十月三日（金）

二　入札に参加する者に必要な資格等

(一)　入札に参加する者に必要な資格

(1)　地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2)　秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3)　当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(二)　(一)(2)の資格に係る申請

(一)(2)の資格のないもので入札に参加を希望するものは、所定の競争入札参加資格審査申請書を三(一)に掲げる場所へ平成十五年十一月六日（木）までに提出すること。

三　契約条項を示す場所等

(一)　契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇―八五七〇　秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課（電話〇一八―八六〇―二七三八）

(二)　入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年十月十七日（金）から同年十一月十日（月）までの期間、随時交付する。

四　入札執行の日時及び場所
平成十五年十一月二十日（木）午後二時十五分
秋田県庁地下一階管財課入札室
五　入札保証金
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
六　その他
(一)　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(二)　入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
(三)　入札の無効
秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
(四)　落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
(五)　契約書作成の要否　要
(六)　提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
(七)　その他
詳細は、入札説明書による。
七　概要
Summary
1 Nature and quantity of item to be purchased：a bus (a school bus)
2 Time-limit of tender：2:15 P.M. 20 November, 2003
3 Contact point for the notice：Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2738

教育委員会公告

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第四号の規定により、次の者を社会教育主事の資格を有する者として認定したので、社会教育主事の資格の認定に関する規則（昭和三十五年秋田県教育委員会規則第七号）第三条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十五年十月十七日

秋田県教育委員会委員長　太　田　宥　子

一　(一)　現住所　秋田県山本郡藤里町大沢字蕨台三十七番地
(二)　氏　名　石　岡　敏　彦
(三)　生年月日　昭和五十一年二月十三日
(四)　認定年月日　平成十五年十月十日
二　(一)　現住所　秋田県平鹿郡雄物川町薄井字薄井二十二番地
(二)　氏　名　菊　地　隆　史
(三)　生年月日　昭和五十二年七月三十日
(四)　認定年月日　平成十五年十月十日
三　(一)　現住所　秋田県山本郡山本町外岡字中嶋百三十五番地の百四十八
(二)　氏　名　佐　藤　潤　一
(三)　生年月日　昭和五十二年三月十一日
(四)　認定年月日　平成十五年十月十日
四　(一)　現住所　秋田県山本郡八森町字五輪台上段百二十二番地の七
(二)　氏　名　佐　藤　雄　樹
(三)　生年月日　昭和五十二年十月五日
(四)　認定年月日　平成十五年十月十日
五　(一)　現住所　秋田県由利郡仁賀保町院内字上横根二十七番地の二十一
(二)　氏　名　西　村　智　久
(三)　生年月日　昭和五十一年四月二十三日
(四)　認定年月日　平成十五年十月十日
六　(一)　現住所　秋田県雄勝郡羽後町上到米字蒲生七十八番地
(二)　氏　名　長谷山　洋　文
(三)　生年月日　昭和二十七年二月五日
(四)　認定年月日　平成十五年十月十日
七　(一)　現住所　秋田県南秋田郡若美町福川字起上ケ一番地の一
(二)　氏　名　船　橋　強　太
(三)　生年月日　昭和四十九年九月五日

八
(一) 現住所　秋田県鹿角郡小坂町上向字上鴇四十二番地
(二) 氏名　宮館秀樹
(三) 生年月日　昭和三十五年八月二日
(四) 認定年月日　平成十五年十月十日

九
(一) 現住所　秋田県湯沢市松岡字中田百七番地
(二) 氏名　齊藤大志
(三) 生年月日　昭和四十九年三月十四日
(四) 認定年月日　平成十五年十月十日

人事委員会公告

平成15年度秋田県職員採用試験公告

人事委員会規則４－５（職員の任用）第８条第１項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成15年10月17日

秋田県人事委員会委員長　加賀谷　　殷

1　試験の種類及び程度

平成15年度秋田県職員採用初級試験（身体障害者採用）　高等学校卒業程度

2　試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員（人）	職務内容
一般事務	5	知事部局又は教育庁の課若しくは地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事する。

3　給与

初任給（平成15年４月１日現在）は、原則として行政職給料表１級３号給～７号級（月額139,500円～月額161,000円）が支給され、このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4　受験資格

次のすべての要件を満たす者が受験できる。

ア　昭和49年４月２日から昭和61年４月１日までに生まれた者

イ　身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が１級から６級の者

ウ　自力により通勤ができ、介護者なしに職務の遂行が可能な者

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

5　試験の実施日、場所、方法等

(1)　第１次試験

ア　実施日

平成15年12月７日（日）

イ　場所

秋田県議会大会議室　秋田市山王四丁目１番１号

ウ　方法

高等学校卒業程度の教養試験、作文試験を行う。

エ　合格者の発表

平成15年12月19日（金）に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、第１次試験受験者全員に書面で合否を通知する。

(2)　第２次試験

ア　実施日及び場所

平成16年１月中旬に、秋田市において行う。

イ　方法

第１次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査を行う。

(3)　資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4)　最終合格者の発表

平成16年１月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、第２次試験受験者全員に書面で合否を通知する。

6　採用の方法及び予定時期

(1)　方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、秋田県知事からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。秋田県知事は、提示された者のうちから採用者を決定する。

(2)　予定時期

平成16年４月以降

7　受験手続

(1)　受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁１Ｆ総合案内窓口、総合生活文化会館（アトリ

オン）インフォメーション、各地域振興局総務企画部、大館地区総合事務所、東京事務所、北海道事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及びAターンプラザ秋田において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日、土曜日及び祝日を除き、平成15年10月20日（月）から同年11月7日（金）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成15年11月7日（金）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号　電話018（860）3253）に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

監査委員告示

監査委員告示第3号

平成15年秋田県告示第288号で告示された包括外部監査契約に関し、外部監査人の監査の事務を補助する者の追加についての協議が整ったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により次のとおり告示する。

平成15年10月17日

秋田県監査委員　安杖正義
秋田県監査委員　菅原龍典
秋田県監査委員　山田昭郎
秋田県監査委員　小玉和夫

1 外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

和田頼知　京都市西京区御陵峰ヶ堂町2－22－6

竹内友之　兵庫県尼崎市武庫元町2－1－7－203

渡邉典之　兵庫県西宮市門戸荘18－13－302

2 外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成15年10月18日～平成16年3月31日

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千五百円

印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

R100 古紙配合率100%